

MRA ミクロネシア法人活用セミナー

投資理由、対象の確認重要

ミクロネシア・レジストレーション・アドバイザーズ(MRA)社は11月4日、東京都港区の青山タイヤモンドホールで「ミクロネシア法人活用セミナー」を開催した。ミクロネシア連邦の税法の最新状況や現地法人の具体的な活用事例などについて専門家が解説。ミクロネシア法人を利用するに当たっては、投資理由や投資対象などを十分に確認するなどの重要性を指摘した。

冒頭、駐日ミクロネシア連邦大使館特命全權大使のジョン・フリッツ氏、ミクロネシア連邦のエマニエル・モリ大統領、元駐ミクロネシア日本国特命全權大使の佐藤昭治氏がそれぞれあいさつした。

セミナーでは、ミクロネシア連邦法務長官の工

イプリル・スキリング氏が「ミクロネシア連邦の概要を解説した。また、法人税法については現在、審理していると説明する

て解説。資本金が100万米ドル以上の大規模法人(MC法人)の法人税は21%で、それ以外の法人は売上税が3%課される

公認会計士・税理士で水上会計事務所所長の水上恵理氏は、タックスヘイブン対策税制の概要や

トナーズ会長の川田剛氏は、源泉地国でも居住地国でも十分に課税されない「二重非課税」などの

あると指摘した。ミクロネシア連邦法人登記局長のサマリ・ス夕氏は、ミクロネシア法人の設立方法などについて説明。公証条件の申請書はミクロネシアで認可・認定されている公証人の公証が法律で義務付けられていることや、口座の開設時、銀行によっては会社詳細証明書の提出を要求される可能性があることなどをアドバイスした。

法人税法改正の最新情報解説

とともに、2015年1月をめぐりに公証関連の法律改正なども進めているとした。

ことを強調した他、円による記帳・納税が可能で、親会社を採用する会計原則や国際会計原則に基づいた会計上の所得金額が算定でき(この点)を説明した。

注意点について触れた後、ミクロネシア法人の活用事例を紹介。海外資産や無形資産の保有、キヤティブ、株式投資、不動産投資など、法人や個人における具体的な活用方法を説明した上で、「ミクロネシア法人の利用を検討する際は、活用できる場合とできない場合があるため、投資理由や投資対象、投資所得の内容などを十分に確認す

問題を解決する目的でOECD(経済協力開発機構)が進めるBEPS(税源浸食と利益移転)の概要などを解説した。13年にOECD租税委員会にて承認された行動計画のうち、電子商取引課税の問題に関する検討報告書の作成、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果を中立化するためのOECDモデル租税条約の改正や各国の国

内税法への提言、CFE C税制(いわゆるタックスヘイブン対策税制)に係る各国の国内税法への提言など7項目に関する現状を説明し、電子商取引課税問題については日本にも大きなインパクトがある」と指摘した。また、サービス向上を図っている登記局では、訂正証明書を3日以内に発行するとともに、法人設立認可の連絡は7日以内に通知するよう努めているとした。

続いて、税理士でTAXLABO代表の高山政信氏がミクロネシア連邦の税法の概要などについて

また、法人税法の改正

により、外国法人でミクロネシア支店の資本金が100万米ドル以上の法人もMC法人の範囲に含まれるようになる他、予定納税額は実額ベースでの納税が認められる予定とした。

元明治大学大学院教授で税理士法人山田&パートナーズ会長の川田剛氏は、源泉地国でも居住地国でも十分に課税されない「二重非課税」などの

また、サービス向上を図っている登記局では、訂正証明書を3日以内に発行するとともに、法人設立認可の連絡は7日以内に通知するよう努めているとした。



水上氏



高山氏



川田氏



スタ氏